

平成 28 年 1 月 21 日

各 位

会社名 株式会社ジャステック

代表者の役職名 代表取締役社長 中谷 昇

(コード番号 9717 東証第一部)

問い合わせ先 取締役常務執行役員

総務経理本部本部長 市田行雄

TEL 03-3446-0295 (代表)

「定款の一部変更」の訂正に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 11 月 26 日付で「定款の一部変更」についてお知らせしましたが、本日開催の取締役会において、当該変更内容の一部を訂正することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。 なお、訂正箇所には下線を付しております。

記

1. 訂正箇所

- (1) 第 3 章（「株主総会」）の記載位置を変更。
- (2) 第 4 章(取締役および取締役会)第 20 条第 1 項および第 2 項並びに第 23 条を訂正。

2. 訂正内容

別紙「定款変更案訂正箇所」のとおりです。

以上

別紙 「定款変更案訂正箇所」

(下線は訂正箇所を示します。)

平成 27 年 11 月 26 日付変更案	訂正箇所
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第11条 当会社の株主の権利行使の手続きその他株式および新株予約権に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p style="text-align: center;">(追 加)</p> <p>第12条～第17条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役(監査等委員である者を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 補欠または増員により選任された取締役(監査等委員である者を除く。)の任期は、他の在任取締役(監査等委員である者を除く。)の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第23条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会の決議によって定める。</p>	<p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第11条 (変更案どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第17条 (変更案どおり)</p> <p style="text-align: center;">(変更案どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 (カッコ書きを「<u>監査等委員である取締役を除く。</u>」に訂正)</p> <p>2 (カッコ書きを「<u>監査等委員である取締役を除く。</u>」に訂正)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第23条 (カッコ書きを削除)</p>